

不整地運搬車運転技能講習のご案内

(五 五 五 五 五)

最大積載量1トン以上の不整地運搬車運転の業務については、労働安全衛生法第61条に基づき、都道府県労働局長に登録した教習機関が実施する技能講習を修了した者でなければ当該業務に従事させてはならないことになっています。

つきましては、当支部では標記の技能講習を一部科目の免除該当者を対象に下記のとおり実施することとしましたのでご案内申し上げます。

<p>受講対象者</p>	<p>(1) 大型特殊自動車運転免許、又は大型特殊自動車第二種免許を有する者。 (2) 大型自動車運転免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車運転免許（第二種免許含む）のいずれかを有し、かつ、次の①から③のいずれかに該当する者。 ①機体重量3トン未満の小型車両系建設機械（整・運・積・掘）運転特別教育を修了した者であつて、かつ、当該業務に3ヶ月以上従事した経験を有する者。 ②機体重量3トン未満の小型車両系建設機械（解体用）運転特別教育を修了した者であつて、かつ、当該業務に3ヶ月以上従事した経験を有する者。 ③1トン未満の不整地運搬車運転特別教育を修了した者であつて、かつ、当該業務に3ヶ月以上従事した経験を有する者。 (3) 車両系建設機械（整・運・積・掘）運転技能講習を修了した者。 (4) 車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者。 (5) 建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかったもの、又は2級の技術検定で第2種から第6種までの種別に該当するものに合格した者</p>
<p>講習日時等</p>	<p>◆ 不定期開催（日程が決まり次第ご連絡します） 1日目<学科>：■不整地運搬車の荷の運搬に関する知識（4時間） ■不整地運搬車の運転に必要な力学に関する知識（2時間） ■関係法令（1時間）■学科終了試験（1時間） 2日目<実技>：■不整地運搬車の荷の運搬及び実技試験 [5時間] ※使用テキスト：建設業労働災害防止協会発行の「不整地運搬車運転者教本」 ※実技に使用する機械：ゴムクローラ、C30R-2 最大積載量2.5トン</p>
<p>講習会場</p>	<p>建設業安全衛生技術センター （沖縄県沖縄市海邦町3-17 TEL098-934-1660）</p>
<p>定員</p>	<p>20名（定員になり次第締切りますので早めにお申し込みください。）</p>
<p>受講料</p>	<p>（お一人様）35,730円（受講料33,528円+テキスト1,808円+保険料394円） ※表示価格はすべて税込みとなります。</p>
<p>申込方法</p>	<p>■随時受付いたしますので、所定の申込用紙を記入し提出（郵送可）して下さい。提出していただいた方へ講習日程及び受講料の支払い方法等を記載した「講習会通知書」を送付致します。 ※申込書はホームページからも印刷できます。 https://www.kensaihou-okinawa.com/ 建災防沖縄県支部で検索</p>



建設業労働災害防止協会 沖縄県支部（略称：建災防）

☎901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8(建設会館5階) TEL098-876-5273 FAX098-876-1198

